

IDECO ご存知ですか？

本年から加入対象が拡大されたことにより、厚労省・金融機関等が力をいれて推進している IDECO (イデコ) ご存知ですか？

橋本会計でも個人所得税対策で以前よりご紹介している確定拠出型年金のことです。

加入対象の拡大が図られた以外は、特に変わったところはないのですが IDECO の運用対象が投資信託(株式や債券での運用)での運用があることから証券市場活性化の観点からも推進をしているようです。

ここで、IDECO のメリットと加入方式をまとめます。

1. なぜお得なのか？

ふるさと納税の一般化により節税メリットを感じておられる方が多くなっていると思います。

IDECO のメリットも節税メリットが確実にあります

- (1) 毎年の支払額により税金が還付されます(支払額が全額所得控除)
- (2) 加入期間中の運用益には課税されません(追加運用対象となる)
- (3) 受取時は、税額が軽減されている(退職所得控除、公的年金控除)

2. 加入方式

対象者	加入方式	加入限度額	加入期間	受取時期
個人事業主 (法人役員、従業員)	個人型確定拠出年金	月額 68 千円 (23 千円)	10 年以上	60 歳以降
法人役員、従業員	企業型確定拠出年金	月額 55 千円	10 年以上	60 歳以降
法人役員、従業員	選択制確定拠出年金	月額 55 千円	10 年以上	60 歳以降退職時

3. IDECO の出口戦略

加入期間中は支払額が全額所得控除され運用益に課税されていないので、受取時の課税がなければ加入期間中の節税額が運用益と同等の意味を持ちます。よって、加入期間中の運用益に多くを望まなくても実質的な運用益は 20% から 50% 位になるはずです。

よって、受取時においては非課税で受取れる金額を多く計画することが重要です。

- (1) 受取予定額について退職金受取の非課税範囲で受取を計画する。
- (2) 上記を超えた金額がある場合には他の公的年金受取を考慮して、公的年金控除が使えるように年金受取を計画する。
- (3) 加入時期についても 60 歳受取が可能な 50 歳からの加入とする。(60 歳からの公的年金控除の適用を可能とするメリットもある)

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 10 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧下さい。



歯科会計

はじめての在宅歯科医療

平成29年歯科経営セミナーから

平成29年4月16日開催の歯科経営セミナー特別講演「はじめての在宅歯科医療」より主なポイントをまとめます。

1. 歯科訪問診療の現状

- ・2025年までの全国65歳以上人口の増加数増加数の約60%が首都圏で占める予測
- ・現状において歯科訪問診療の実施状況は歯科医療機関の約20.5%
- ・歯科訪問診療を実施していない主な理由
 - 第一に、歯科訪問診療を行う時間の確保が難しい
 - 第二に、歯科訪問診療の要請がない
 - 第三に、歯科訪問診療を行うための体力がない
- ・以上より、**歯科訪問診療を行うためには、時間の確保（人でを含めて）と患者さんへの告知が重要**
- ・歯科訪問診療の曜日・時間を決定する
- ・患者さんへの告知は、通院が可能な時期の啓発、診療所内にポスター等の告知を行う

2. 歯科訪問診療の実際

- ・主な訪問先は個人宅、介護保険施設、高齢者施設の順
- ・訪問先の患者さんの状況は脳血管疾患による通院困難者が中心（要介護の原因疾患とほぼ一致）
- ・移動手段は自家用車が中心
- ・訪問者は歯科医師＋歯科衛生士が中心

3. 訪問前に確認しておきたい項目

- ・患者さんの基本情報
- ・依頼者（本人、家族、ケアマネ等）
- ・主訴
- ・患者さんの療養状況（寝たきりか？車いすの移乗は可能か？）
- ・患者さんとの意思疎通の可否
- ・家族の連絡先、連絡方法
- ・訪問する曜日、時間帯の希望
- ・歯科訪問診療に対する希望等

特別講演「はじめての在宅歯科医療」を撮影したDVDを実費（5千円）でお分けしております。ご希望の場合には弊社担当までお申し付け下さい。

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧下さい。



ドクター会計

住民税の特別徴収

住民税の支払方法には「個人」で納付する普通徴収と、「給与支払者」が納付する特別徴収の 2 種類があります。これまでは事務作業の少ない普通徴収を採用する医院が多かったですが、近年では特別な理由がない限り、特別徴収が強制されることとなりました。そのため、今年から特別徴収に切り替えられた医院も多いのではないのでしょうか。

そこで今回は住民税の特別徴収について、その特徴と注意点をまとめます。

1. 特別徴収とは

- ・所得税の源泉徴収と同じく、毎月の給与から住民税を差し引き、医院で納付します。
- ・年間の住民税額は 1 年分の納付書と一緒に 5 月中に医院に送られてきます。(所得税と違い、住民税額は前年の所得に対して計算されるため、1 年間の税額が確定しています。)

2. 特別徴収のメリット・デメリット

- ・従業員にとっては、毎月の給与から住民税が差し引かれるため、1 回あたりの納税額が少なく済みます。また、納付する手間が省かれます
- ・一方で医院側としましては、納付手続きや入退社時の手続等の事務作業が増加します。

3. 納税方法

- ・翌月 10 日までに納付書にて支払います。(最初の納期限は 7 月 10 日)
- ・給与支払者が 10 人未満の医院では、届出により年 2 回に分けて納付することも出来ます。(6 月分から 11 月分・・・12 月 10 日まで、12 月分から 5 月分・・・6 月 10 日まで)
- ・1 年分の納付書が最初に送られて来るため、前払いすることが可能です。(資金に余裕があれば 1 年分先払いすることもできます。)

4. 退職時の手続

- ・特別徴収している従業員が退職となった場合は、本人の希望により次の方法を選択できます。

① 一括して納入する方法

最終の給与や退職金から残りの住民税を一括して控除します。

② 普通徴収への切替

残りの住民税は従業員個人でお支払いいただきます。

③ 特別徴収の継続

退職後の再就職先が決まっている場合は、再就職先で特別徴収を継続することもできます。

※なお、退職時期が 1 月 1 日から 4 月 30 日までの場合には、原則として一括して徴収となります。

普通徴収へ切り替える場合と、特別徴収を継続する場合には、退職後翌月 10 日までに「給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。

この届出の提出が無いと、市区町村の方で税額の変更の手続きが行われず、退職した従業員の住民税についても医院で納付義務を負ったままとなってしまいますので、ご注意ください。

医療承継

遺言書の作成が望まれるケース

前回に続き、遺言書の作成が望まれるケースについて解説します。

1. 特定の財産を特定の人に確実に残したい場合

居住用の不動産を引き続き使用する者に相続させたい、会社の経営を承継することが決まっている者に全株式を相続させたいなどの場合、遺産争いを未然に防ぎ、特定の者への相続が可能です。

2. 子どもがいない夫婦

夫婦のどちらかがなくなった場合は、もう一方が自動的にすべてを相続するわけではなく、亡くなった人に親兄弟や甥姪などが一人でもいると、その人も財産を相続する権利があります。

例えば亡くなった者に兄弟がいる場合、配偶者は4分の3、兄弟は4分の1の法定相続割合となります。

もし、マイホーム以外に財産がなければ、最悪の場合、自宅を売って兄弟に相続分を払うといったことも起こりえます。

3. 相続人が多数いる場合

遺言書がなければ、協議により相続人全員の合意がなければ相続手続きができません。兄弟の数が多かったり、その一部がすでに亡くなり甥姪がいるような場合など、相続人が多数になるほどおのずとトラブルも多くなり、協議による合意を得ることも難しくなっています。

4. 内縁の妻がいる人

いくら長年一緒に暮らしたとしても、入籍しなければ相続権はありません。事実婚を選択している場合も同様です。遺言書で指定しなければ、本人が亡くなると全ての財産はその家族が相続します。

5. 再婚の夫婦の場合

離婚前と離婚後の家族が共同相続人になったケースでは紛争が起きやすいことは容易に想像できます。また、再婚相手の連れ子には養子縁組をしなければ相続権もありません。

6. その他

独身で法定相続人もいない、病弱または障害者の家族がいる、離婚調停中、行方不明の親族がいる、法定相続人以外の第三者に財産を相続してもらいたい場合など。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます

QRコードを読み取りご覧下さい

